

令和5年度 脱炭素まちづくりアドバイザー
派遣希望地方公共団体の公募について
(公募要領)

令和5年6月16日
環境省大臣官房地域政策課

環境省では、2030年度温室効果ガス46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に向けた地域脱炭素に取り組む地方公共団体を対象に、脱炭素まちづくりアドバイザーの派遣を希望する地方公共団体の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領及び別添資料に記載するとおりですので、応募される方はそれぞれご確認をお願いいたします。

また、脱炭素まちづくりアドバイザーの派遣対象地方公共団体として選定された場合には、環境省が別途委託事業者と契約している「令和5年度地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成委託業務」（以下「人材育成業務」という。）において各種取組を実施いたしますので、ご留意ください。

1. 公募目的

我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる2050年カーボンニュートラルを目指すことを表明しました。これを実現する具体的な道筋としてとりまとめた「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月 国・地方脱炭素実現会議決定）では、「地域脱炭素は地域の成長戦略」というキーメッセージを掲げています。つまり、脱炭素の主要なフィールドは地域であり、事業スキーム次第では地域課題の同時解決にもつなげられるものです。このような「地域脱炭素」を実現するためには、地方公共団体・企業・住民といった地域のステークホルダーが、どうすれば地域に利益をもたらす形で脱炭素が進むのかを主体的に考えながら、取組を進めていくことが重要です。

このためにはまず、地域がどのような姿でありたいのかという地域のビジョンを実現するために、どのような事業が必要なのかを特定し、実施していく必要があります。この中で地方公共団体は、

- ・地域の再エネポテンシャルの把握
- ・地域特性に応じた再エネ事業の総合的な計画立案
- ・再エネ設備の導入・管理・リスク管理を含めた持続的な事業運用
- ・再エネ資源を活用した、地域の課題解決に資する事業運用に係る経営知識
- ・地域の多様なステークホルダーとの連携体制構築や利害調整の積極的な実施

など多岐にわたる役割を自ら果たすか、あるいはこのような取り組みが可能な事業者等と連携しながら実施していく必要があります。

一方で、これらの知識やノウハウを持った人材が必ずしも地域にいるとは限らず、脱炭素施策を担う人材の確保は、多くの地方公共団体において課題となっています。

本事業では、地域脱炭素に関する専門的な知識を持つ民間事業者や地域脱炭素に取り組んできた経験を有する地方公共団体職員を「脱炭素まちづくりアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として任命し、地域脱炭素を主体的に実施する意欲のある地方公共団体に対して派遣することで、当該地方公共団体の取組を支援し、以て地域脱炭素を加速することを目的とします。

2. 公募対象

公募の対象は、脱炭素まちづくりアドバイザーからの助言を受けることを希望する地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合。以下同じ。）とします。複数の地方公共団体で共同申請又は、一つの地方公共団体が他の複数の地方公共団体の希望をとりまとめて代表して申請することも可能です。

脱炭素まちづくりアドバイザーの一覧は別紙1のとおりです。

3. 審査手順

提出された応募書類等を基に以下の審査を行い、20～30団体程度にアドバイザーを派遣する予定です。詳細な審査方法等は以下のとおりです（審査は非公開）。

応募から派遣団体決定までの間に、必要に応じて環境省（地方環境事務所を含む。）又は（株）ジェイアール東日本企画が、申請者に対してヒアリング等を行う場合があります。また、応募フォームに記入された内容や添付書類は、人材育成業務を受託している（株）ジェイアール東日本企画及び派遣を希望するアドバイザーにも共有されます。

なお、本事業においては、地域脱炭素の推進に当たって課題に直面している地域の取組を支援するために、アドバイザーの派遣という手段をどのように活用すればよいかという知見を蓄積し、国全体の脱炭素を推進していくという観点から、優れた事業構想を提案する自治体を、アドバイザーを派遣する地方公共団体（以下「派遣団体」という。）として、必ずしも採択するものではありません。

（1）書類審査

環境省及び（株）ジェイアール東日本企画で、応募フォームに記入された内容等が公募の基礎的要件を満たしているかどうか審査します。例えば、明らかな記入誤り（書式等）や不備がある場合は、本審査の対象とならない場合があります。

（2）本審査

書類審査を通過した応募について、脱炭素まちづくりアドバイザー制度ワーキンググループ（外部有識者で構成。以下「WG」という。別紙2参照）において、申請書に基づき厳正に審査します。

（3）派遣団体の決定

派遣団体の採否の決定は、WGによる審査を基に行います。申請書とWGの本審査の結果を、申請者が派遣を希望するアドバイザーに送付し、アドバイザーと派遣可能地域数及びエリアに基づき協議します。アドバイザーが派遣を了承した団体を、WGからの派遣団体選定案として環境省に提示します。環境省はこれを踏まえ、派遣団体と派遣するアドバイザーを決定します。

決定に当たっては、審査結果や予算の都合等により、アドバイザーの受入れ計画を申請内容から変更いただく場合があります。

アドバイザーの派遣期間は、最大令和6年2月29日（木）までとします。

4. 審査の観点

本審査の観点は以下の通りです。これらの観点及びアドバイザーの派遣可能地域数・エリア等を、アドバイザーとの協議に基づき総合的に判断して、派遣団体を選定します。

① 地域の現状分析、ありたい未来（ビジョン）

- ・申請者は、地域の現状分析を、エビデンスに基づき適切に行えているか。
- ・申請者が示す地域のありたい未来（ビジョン）は、地域の現状分析に適切に立脚したものか。

② 実施したい施策・事業

- ・地域脱炭素に向けて実施したい施策や事業が、地域のありたい未来を実現するためになぜ必要なのかを、申請者はわかりやすく説明できているか。
- ・地域脱炭素に向けた施策や事業の実施に当たり、現在地域にあるリソース（特に人材や情報、ノウハウ）では解決できない課題を、申請者はどの程度具体的に特定できているか。

③ アドバイザーの受入れ計画

- ・②で挙げた課題を解決するために、アドバイザーにどのような知見を提供してほしいのかを、年間の事業計画・スケジュール内での位置づけとあわせて、申請者は具体的に示しているか。
- ・②で挙げた課題を解決するために、派遣期間中にアドバイザーに参加してもらう場をどのように設けるかについて、申請者は具体的に示しているか。
- ・申請者は、申請者が抱える課題を解決するために有益な知見を提供できるアドバイザーの派遣を希望しているか。

④ 展開可能性

- ・申請者が直面している地域脱炭素施策を進めるに当たっての課題を、本制度を活用して解決できたとき、本制度の有効な活用事例として、他の同様の課題を抱えている地域への横展開が期待されるか。

5. 公募説明会

本事業の公募説明会を、令和5年6月23日（金）にオンラインにて開催します。ま

た、後日YouTubeにてアーカイブ配信を行います。アドバイザーの派遣を希望する地方公共団体の主たる担当者につきましては、公募説明会に参加又は公募説明会のアーカイブ動画を視聴し、事業内容の把握をお願いいたします。公募説明会の視聴方法については、下記のURLより御覧ください。

https://local-re-jinzai.env.go.jp/advisor/seminar_contact/

6. 応募方法等

(1) 応募方法

公募期間内に、専用のウェブフォームにて、必要事項の記入と補足資料（様式任意・提出有無は自由）をご提出ください。理由の如何によらず、提出期限までに申請書を受領できなかった場合は、審査の対象とはしません。また、郵送・来訪・メール等による提出は、期限内であっても受け取りません。

（応募用ウェブフォーム）

<https://local-re-jinzai.env.go.jp/advisor/contact/>

(2) 公募期間

令和5年6月16日（金）から令和5年7月18日（火）17:00 必着

(3) 応募に関する質問の受付及び回答

① 受付先

環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室

E-Mail：sokan-keikaku@env.go.jp

② 受付方法

電子メールにて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません。）。電子メールの件名は、「【質問】脱炭素まちづくりアドバイザー派遣地方公共団体の公募に関する質問」としてください。

メールには質問内容と合わせて、回答先となる担当窓口の所属（部署）、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記してください。

③ 受付期間

令和5年7月7日（金）17:00まで

④ 回答

令和5年7月11日（火）17:00までに、電子メールにより行います。

7. 採択後のアドバイザー派遣について

(1) 派遣の回数・形式について

① スポット型

最大1泊2日の現地訪問による指導助言を行います。この際、訪問前にオンラインミーティングを行って、現地訪問時にどのような課題を解決したいのかを明確化することと、訪問後にフォローアップのためのオンラインミーティングを行っていただくことを必須とします。

② 伴走型

半年程度の期間、月1回程度の定期的なミーティングにより指導助言を行います。この際、2回程度は現地訪問、4回程度はオンラインミーティングとします。

③ その他

上記①または②に当てはまらない派遣形式を希望される場合は、

- ・派遣期間（○年○月から○年○月まで）
- ・派遣回数（月○回、合計○回 等）
- ・派遣形式（対面打ち合わせ、オンライン打ち合わせ、メールでの助言 等）

を、応募専用フォームに記入してください。

ただし、本事業による派遣形式として、アドバイザーを職員として雇用したり（常勤・非常勤問わず）、何らかの委員等として委嘱することを希望する場合は、本事業の支援対象外です。

(2) 派遣に要する費用について

アドバイザーの派遣に際して必要となる経費は、人材育成事業の受託者である（株）ジェイアール東日本企画からアドバイザーに直接支払います。このため、環境省または（株）ジェイアール東日本企画から、派遣団体に対して何らかの経費を支払うことはありません。

(3) 派遣期間

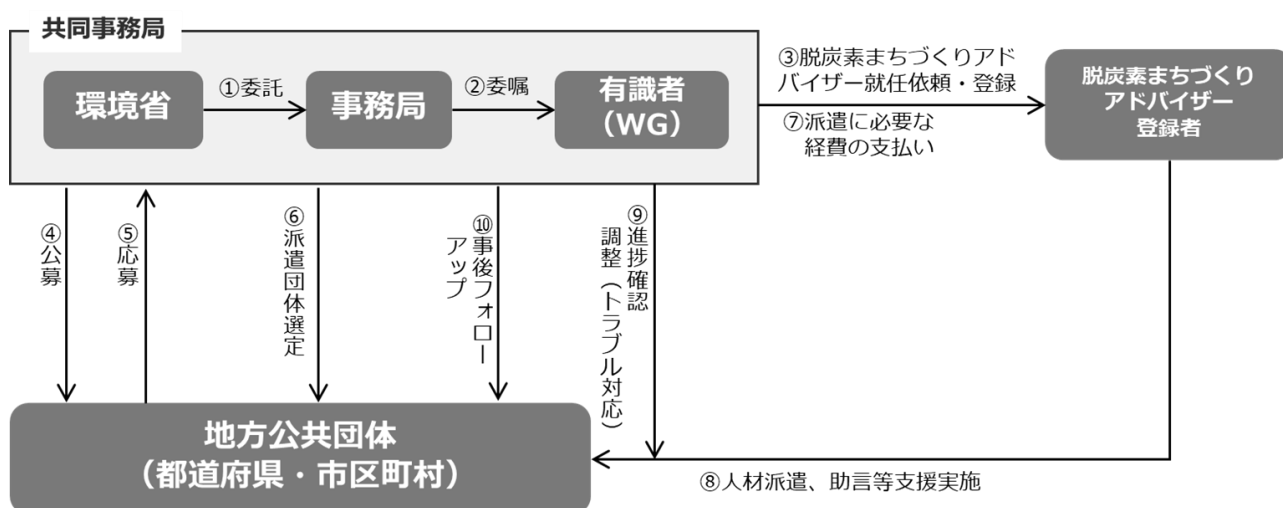
派遣団体として採択された日から令和6年2月29日（木）まで。

この期間の中でいつアドバイザーの訪問等を受け入れるかは、派遣団体とアドバイザーとで、直接日程を調整してください。

(4) 留意事項

- ・ 受け入れを希望するアドバイザーを指定せずに応募することも可能です。この場合、WGでの選定時に、派遣を希望する地方公共団体が助言を受けたい事項の内容等から判断して、助言可能と思われるアドバイザーを割り当てます。
- ・ アドバイザーとして登録されていない専門家の派遣を希望する場合、応募専用フォームに、派遣を希望する専門家の氏名と所属、連絡先、希望する理由を記載してください。
- ・ アドバイザーの派遣終了後に、フォローアップのアンケートにご協力いただきますことを、あらかじめご承知おきください。

(参考) 事業スキーム



8. その他

(1) 再公募の実施

環境省が必要と判断した場合、再公募を行います。

(2) 応募書類の取扱い

応募専用ウェブフォームに記載された内容は、応募者に無断で、応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報を除いて開示される場合があります。

脱炭素まちづくりアドバイザー一覧

(令和5年6月16日時点、五十音順・敬称略)

<https://local-re-jinzai.env.go.jp/advisor/list/> に各アドバイザーの詳細なプロフィールが掲載されています。必ずご確認の上で、派遣希望アドバイザーを選択してください。

氏名	所属
稲垣 憲治	(一社) ローカルグッド創成支援機構
上山 隆浩	岡山県 西粟倉村役場
宇山 生朗	(公財) 北海道環境財団
上保 裕典	(株) 富士通総研
菊池 貞雄	バイオマスリサーチ (株)
久木 裕	(株) バイオマスアグリゲーション
小西 正樹	京都府 宮津市役所
杉本 隆弘	岡山県 真庭市役所
谷口 信雄	(一社) 地域政策デザインオフィス
堂屋敷 誠	自然電力株式会社
中島 大	(一社)小水力開発支援協会、(一社) ローカルグッド創成支援機構
林 大介	北海道 鹿追町役場
廣田 潤	静岡県 静岡市役所
藤田 浩司	島根県 邑南町役場
柳原 暁	(株) philic
横尾 将	(一社) 九州脱炭素都市創出ユニット

脱炭素まちづくりアドバイザー制度 ワーキンググループ委員

(五十音順・敬称略)

- | | |
|-------|----------------------------|
| 稲垣 憲治 | 一般社団法人ローカルグッド創成支援機構 事務局長 |
| 上保 裕典 | 株式会社富士通総研公共政策研究センター 客員研究員 |
| 尾山 優子 | 一般社団法人環境パートナーシップ会議 理事・事務局長 |
| 藤野 純一 | 公益財団法人地球環境戦略研究機関 上席研究員 |